

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項及び第26条第1項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年10月16日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ベロタクシージャパン

(2) 代表者の氏名

森田 記行

(3) 主たる事務所の所在地

東京都中央区東日本橋3丁目9番11号 FROM EAST TOKYO ビル 4F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「地球は1つの共同体である」という理念に基づき、広く一般の人々に対して、地球環境に配慮した都市計画に関する事業を行うことにより、社会貢献活動に対する意識向上及び、NPO相互のネットワーク化の促進、地域・行政・企業・NPOとのパートナーシップづくりの構築をはかり、国内外問わず社会全体の利益の増進と地球環境保全に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年10月3日

(文化市民局地域自治推進室)